## 藤岡都市計画土地区画整理事業の変更(藤岡市決定)

都市計画東平井打越地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		東平井打越地区土地区画整理事業		
面積		約6.2ha		
公共施設の配置	道路	種別	名称	配置等
		_	_	都市計画道路の配置なし。調整池管理計画道路は造成計画において適切に配置する。
	公園及び緑地	種別	名称	配置等
		_	_	都市計画公園及び都市計画緑地の配置なし。区域内へ適切に 緑地を配置する。
	その他の 公共施設	治水協議にしたがって調整池を適切に配置する。		
宅地の準備		工業団地造成を目的とし、産業拠点の形成が実現できる適切な配置となるよう整備す		
		る。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

## 理由

本地区は藤岡都市計画区域の南西部に位置し、都市計画道路前橋長瀞線バイパスから市道の沿線に位置する。 また、上信越自動車道藤岡インターチェンジに近接し、非常に交通利便性が高い。県央広域都市計画圏都市計 画区域マスタープランにおいては「産業拠点」と位置付けており、市街化区域編入を予定し工業団地造成を目 指すが、事業実施の確実性を高めるため、市街化区域編入と同時に土地区画整理事業を決定するものである。